

令和 6 年 第 3 回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和 6 年 1 2 月 9 日 (月)

9 : 3 0 ~ 1 4 : 3 2

～速記録～

◎ 事務局長 (松浦 佳徳)

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。私、議会事務局長の松浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。これより、着座にて失礼いたします。現在、議長が欠員となっております。また、奥森副議長から欠席の届けが出ておりますので、現在は議長、副議長とも不在となっております。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員中、鈴木かほる議員が年長者でございますので、臨時議長をお願いいたします。ご紹介申し上げます。鈴木かほる議員、議長席にお着きください。

◎ 臨時議長 (鈴木 かほる)

ただいま紹介されました、鈴木かほるでございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定によりまして、臨時に議長を務めさせていただきます。議長が決まりますまでの間、よろしくお願いいたします。あとは、着席でやらせてもらいます。本定例会に付議された案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、笠置町議会議員の皆様には、このたびの選挙でのご当選、おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。会議に先立ちまして、1 1 月 1 日の笠置町議会臨時会において、新しく、また再度相楽東部広域連合議会議員となられました議員をご紹介いたします。山本麻也議員、山本勝喜議員、向出健議員、西昭夫議員、以上 4 名の議員でございます。ただいまから令和 6 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会を開催いたします。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長 (平沼 和彦)

皆さん、おはようございます。初めに、去る 1 1 月 2 日に、これまで相楽東部の発展にご尽力いただいております田中良三前議員がお亡くなりになりました。改めて、ご家族をはじめ、ご遺族の皆様方に衷心よりお悔やみを申し上げますと思います。さて、本日は、令和 6 年第 3 回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。また、先ほど臨時議長さんからありましたが、このたび、笠置町議会議員になられました皆様、おめでとうございます。連合代表といたしまして、心よりお祝い申し上げます。さて、本定例会におきましては、議長の選任のほか、令和 5 年度の決算認定、令和 6 年度の補正予算、会計

年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、その他人事案件などにつきまして、ご審議をお願い申し上げるものでございます。何とぞ、よろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦労さまでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 臨時議長（鈴木 かほる）

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。奥森由治議員のほか、山本麻也議員から欠席の届けが出ています。中嶋参与から欠席の届けが出ています。日程第1、議席の指定を行います。議席は、ただいまご着席の議席とします。日程第2、議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 臨時議長（鈴木 かほる）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 臨時議長（鈴木 かほる）

異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。議長に西昭夫議員を指名します。お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました西昭夫議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎ 臨時議長（鈴木 かほる）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました西昭夫議員が議長に当選いたしました。会議規則第32条第2項の規定により、当選人の告知をします。西昭夫議員、自席からで結構ですので、議長就任の挨拶をお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

皆さん、おはようございます。このたび、議員の皆様方のご推挙によりまして、相楽東部広域連合議会議長の要職に就くこととなりましたことは、誠に光栄なことでありますと

もに、その重責に身の引き締まる思いでございます。これまで同様、議長といたしまして、議会の円滑な運営に全力を挙げて取り組む所存でございます。議員の皆様方におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。また、広域連合長をはじめ、連合職員の皆様方におかれましても、今まで以上にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

◎ 臨時議長（鈴木 かほる）

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。西昭夫議長、議長席にお着きください。

◎ 議長（西 昭夫）

これより、暫時休憩いたします。

(休憩 9：40～10：10)

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。本日は、NHK京都放送局から撮影の申出があり、許可しましたので申し添えます。日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本定例会会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、7番岡田勇議員、8番向出健議員を指名します。なお、以上の両議員に差支えのある場合には、次の議席の議員にお願いします。日程第4、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る11月29日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。日程第5、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、畑武志議員。

◎ 総務厚生常任委員長（畑 武志）

皆さん、改めまして、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。まず、最初に、総務厚生常任委員会からの請求により、各委員会からの請求により10月1

0日午後5時から、和束町体験交流センター会議室で臨時に委員会を開催いたしました。委員会では、相楽東部クリーンセンター応急工事対策についての説明を受けました。続いて、11月27日午後5時から、和束町体験交流センター会議室で委員会を開催しました。最初に、副委員長の互選の結果、笠置町議員の山本勝喜議員が副委員長に選任されました。続いて、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況についての説明を受けました。主な質疑として、相楽東部クリーンセンター応急対策工事についての質問が出されました。次に、令和6年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和5年度一般会計決算概要について、令和6年度一般会計補正予算（第2号専決）について、令和6年度一般会計補正予算（第3号）（案）について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を受けました。最後に、人事案件として、選挙管理委員及び補充員の選挙について、監査委員の選任について、公平委員会委員の選任についての説明を受けました。以上で、11月27日に開催した総務厚生常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

続きまして、文教常任委員長、向出健議員。

◎ 文教常任委員長（向出 健）

文教常任委員会からの報告を行います。本委員会は、11月27日午後1時30分から、和束町体験交流センター会議室で開催をいたしました。最初に、委員長の互選の結果、笠置町議員の私、向出が委員長に選出をされました。続きまして、令和6年度一般会計歳入歳出予算執行状況について説明を受けました。主な質疑として、保健体育費の各町村スポーツ団体の状況についての質問が、また、各小学校管理費の予算額の差についての質問が出されました。次に、令和6年第3回相楽東部広域連合議会定例会の概要として、令和5年度一般会計決算概要について、令和6年度一般会計補正予算（第2号専決）について、令和6年度一般会計補正予算（第3号）（案）について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を受けました。決算概要についての質疑では、各学校給食事業費についての質問が、また、一般会計補正予算（第3号）（案）についての質疑では、文化財保護事業費で南山城村田山花踊保存会への補助金についての質問が出されました。最後に、人事案件として、選挙管理委員及び補充員の選挙について、監査委員の選任について、公平委員会委員の選任についての説明を受けました。以上で11月27日に開催しました文教常任委員会からの報告を終わります。

◎ 議長（西 昭夫）

日程第6、一般質問を行います。質問時間は答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可しません。1番、村山一彦議員の発言を許します。

◎ 1 番（村山 一彦）

和東町の村山です。それでは、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。最初に、和東小学校の法面の草対策について、お尋ねします。現在、府道に面した大きな法面は、業者が年 1 回草刈りを行っています。しかし、その他の法面 2 か所は、学校の用務員の方が行っています。面積もかなり広く急傾斜地であり非常に危険です。この際、業者に依頼すべく予算化はできないものか。また、用務員の方が作業されるとき、傷害保険に加入されているのか答弁願います。次に、携帯電話についてお尋ねします。和東小学校、中学校の生徒の授業中の携帯電話の管理はどうされていますか。また、全国的に携帯依存症の生徒が増加しており、生活面で大きな弊害が生じており、授業に集中できない生徒が増えていると聞きますが、どのような指導をされているのか答弁願います。そして、今、SNS が非常に話題になっており、若い人の中では利用率も高くなっていると思いますが、危険性も秘めている。そのリスクについてどのように指導されているのか答弁願います。最後に、学校健診についてお尋ねします。学校検診では、上半身裸で受診することが当然のように続いていましたが、女子生徒の保護者や女子生徒から問題視する声上がり、文科省は今年 1 月に「正確な検査、診察に支障のない範囲で、原則体操服や下着などの着衣、タオルなどで体を覆い児童生徒のプライバシーや心情に配慮する」との通知が出されましたが、和東小学校、中学校の対応はどうなっておりますか。答弁願います。以上、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

おはようございます。それでは、村山議員の一般質問、和東小学校の法面の草対策について、お答えします。最初に、和東小学校の法面の除草につきましては、府道に面した南側の法面を年 1 回業者に委託し作業を行っております。その他の法面につきましては、これまで学校用務員さんに作業を行っていただいておりますが、現地調査をする中で、用務員さんでは危険な箇所もあり、また、用務員さんも高齢であることから危険箇所については作業していただかないように伝えております。今後につきましては、今の件につきましては、業者委託の予算化を検討してまいりたいと考えております。次に、学校用務員さんの傷害保険につきましては、加入しております。次に、携帯電話について、お答えいたします。最初に、和東小学校、中学校の児童生徒の授業中の携帯電話の管理につきましては、管内の小中学校では、授業等で不要物は持ってこないというふうにしていますので、基本的には持参してくる児童生徒はいません。しかし、家庭の用事等で携帯電話を持ってくる場合は、担任の先生がお預かりして下校時に返却をするというふうな対策をとっております。携帯電話依存症につきましては、発達年齢に応じて保健指導や「情報モラル教育」の中で携帯依存について

指導しております。また、保健だより等で保護者への啓発もしております。SNSの利用や危険性につきましては、発達年齢に即して「情報モラル教育」の中でその危険性について指導しております。また、長期休業前には、木津警察署とも連携し、非行防止教室等でもSNSをめぐる危険性について指導をしておりますし、人権学習の中で外部講師を招き、児童生徒や保護者にも受講していただき、情報化社会に潜むリスクの回避する力についても指導しているところでございます。続いて、学校健診についてお答えいたします。最初に、学校の健康診断は、学校保健安全法第13条に基づき、正確な検査・健診を実施するとともに、児童生徒のプライバシーや心情に配慮することが重要であるとされています。この間、新聞報道等での実施の在り方にばらつきがあり、児童生徒の中には嫌な思いをしていると訴えるなどの課題があることから、文部科学省から「児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施のための環境整備について」通知が出されたことは承知しております。管内の小中学校では、体操服などを着用し配慮しながら健診を実施しております。また、健診会場（多くは保健室になりますが）では、パーティション等で仕切りを設置し、受診は1名ずつ行っており、一人一人のプライバシーを配慮しております。さらに、健康健診の指導に当たる教員は、児童生徒と同姓の者が対応するようにもしております。ただ、脊柱側彎症の検査は医師が背中を目視する必要があることから、看護師さんが背面の衣類をたくし上げて実施するということがあります。以上となります。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

教育長、丁寧な答弁ありがとうございました。最初に、法面对策について、一応予算化はしていただけたということをお聞きしました。実際、今、和東小学校の用務員の方はもう70を超えておられます。いつも8月20日前後に同級生が10人ほど参加して、ボランティアで草刈りをやっているというのが実態でございました。去年度までは法面を全部刈っていたんですけども、今年はもうやはり危険なので作業をしてないということなんです。それに際して、その参加者の分のボランティア保険でしょうかね。1人200円から300円ぐらいの保険を用務員の方が10人分程度を実費で支払いをしているという、そういう実態もございますので、ぜひとも予算化を進めていただきたいと思います。実際、3、4年前ですかね。南側の法面の作業を業者がやっておられたんですけど、草刈り機でけがをしドクターヘリで運ばれたというような実態もございますので。ぜひとも、業者の方に任せていただくような予算化を望みますので、よろしくお願いいたします。そして、次は携帯電話の件ですけども。実際、持込みをされてないということで。しかし、それが本当に持ち込まれてないんでしょうか。我々の年代でしたら、3分の1ぐらいは先生の言うことを聞かなかったような生徒がおりましたので、その辺の実態は本当に持ち込みできてないか、ゲーム

をしてないか、その辺はどうでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。私も和束中学校で教員をしておりましたので実態はよく分かっておるんですが、実際に、授業中、その他、休み時間も含めて携帯電話が鳴ったということは、私は経験しておりません。ただ、本当に持ってきてないかと言われると、持ち物検査をしているわけではないのでそこは分かりませんが、大体、ほとんどの生徒が割かし従順な物の分かった判断をしてくれますので、必要があつて持ってくる時には職員室に持ってきて、帰りに返してもらおうと、預かっていくというようなことはありました。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。本当に我々の時代からすると、やはり先生のご努力によって立派な学校に生まれ変わったと誇らしげに思っております。ありがとうございます。そして、携帯電話の依存症なんですけど、やはり携帯電話でつながっている生徒がかなり多いと思うんです。実際、携帯電話に拘束されているというような感じで、だから夜遅くまで返事が遅れたら、やはりいじめの対象になるとかいうことになっているかと思うんです。前にテレビで見てましたら、3 日、4 日も携帯ない山の中で研修を行う、生徒がやはり非常にすがすがしい体験ができたって喜んでいる生徒もありますので、今、学校で居眠りとか、食事ができないとか、そういうような生徒はおりませんか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

お答えします。各校から生徒指導の様子を聞いていますと、その件で、居眠りがいないということはないですが、携帯電話等で居眠りをしているという報告は上がっておりません。ただ、依存症、携帯電話を常に所持し常に触れるということは、現代の子どもたちはそういった状況にあるかと思います。ですので、つつい遅くまで携帯電話を触っているということはあるかと思います。その点、携帯電話の正しい使い方、そういったことの指導は随時しているところでございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。そして、SNS ということで、今、非常に注目を浴びているわけなんですけど、実際、私は電話機能しか使えないような状態で、SNS については深くは分からないんですけど、やはりせんだっての兵庫県の知事選挙でも SNS で齋藤知事が当選されたようなことを聞いています。しかし、フェイクニュースか、本当かというその判断ができないんですね。そして、匿名という、言わば卑怯なあれで発信されておるんで、その辺の確認というものはどうしていくか。その辺は、教育長、どうお考えかお聞かせ願いたいんですが。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

携帯電話、メール等を SNS のやり取りについて、不当なものは警察の方で調べる機関に入っておりますので、それに不明な怪しげなそういうのがあった場合は、各校に報告がいくような仕組みになっています。ただ、そこに漏れてくるものとか、ちょっとしたいじめですね。いわゆる LINE で子どもたちが誹謗中傷を回すというようなことが過去にもありましたので、その辺りはいじめ調査を年に 2 回やってますし、その中でそういうことがないかということを確認する中で、あった場合には早期に対応するというので、かなり子どもたちもその辺の使い方はきちっとしていつているような気はしています。ただ、完全かと言われるとやっぱり気を緩めるとそういうことが起こり得る可能性がありますので、今後も続けて慎重に注意していきたいなというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。私の考えているよりもはるか学校の方では対応はしっかりやっていたているような感じがしました。ただ、今、やはりこういうスマホがもう日常のものになっていまして、この頃の生徒は本を読んでないというようなことで、せんだってテレビ等で見えていましたら、6 割の人が 1 年間本を読まないというような回答がありました。だから、教育長、やはり新聞を読んで欲しいんですね。別に難しいことじゃなしに、コラム欄で

もよろしいですね。朝日新聞やったら天声人語とかあります。あそこ、結構面白いんですけど。今、新聞は、生徒はどれぐらい読んでいると思います。おおよそで結構ですけど。

◎ 議長（西 昭夫）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）
実際には、どのぐらい読んでいるか私自身もつかんでいけませんので分かりませんが、感覚として、ほぼ読んでいないなという感覚はあります。学校には新聞を取っていただいて図書室等には置いていただいているんですが、なかなか新聞を読むという習慣はついていません。ですが、授業等で新聞を使った研究といいますか授業を意図的にすることによって、少しは見ていただけるかなというふうには思っています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）
1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）
私も中学校のときに先生に新聞、とにかく社説だけ読めと言われて、しかし、中学生では社説は非常に難しいものでなかなか馴染めなかった思いがあります。しかし、やはりスマホのニュースよりもやはり深く書かれていますし、確証を持つての記事ですので、そちらのほうが安心できると思いますので、できたら新聞のほうも勧めていただきたいと思います。そして、一時、私の思いでは、学校授業に道德のカリキュラムが外されたようなことは聞いたことはあるんですが、今、道德の授業はどうなっているのか。その辺をお聞きしたいんですが。

◎ 議長（西 昭夫）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）
道德は教科でありますので、毎週 1 時間道德の授業は実施されています。内容につきましては、道德の教科書を使っておおむねやっていますが、投げ込み教材でやっていることもあろうかと思います。道德の授業をやっていないということはありません。

◎ 議長（西 昭夫）
1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。安心しました。やはり今いろんな事件が起こっていますが、闇バイトの関連でも本当にお年寄りの方などをバールでどつくとか、本当に道徳心がもうないと言ってもいいような人が増えてきていると、だから、三つ子の魂百までとも言いますので、やはり道徳の授業とありますが、やはり若いときからそういう面を教えていっていただきたいと思います。そして、健診の件ですけども。先ほど教育長の答弁では、非常にしっかりとした対応をされてプライバシーも守られているというような感じがしました。もう一度お聞きしたいんですが、今、和東小学校、中学校は、男性の医師ですわね。その際、女生徒に衣服を着てやっておられると聞きましたけども、不満等を聞いた覚えはないですか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

健診等で保護者の方、もしくは本人の方から嫌だったというような話は上がってきておりません。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございました。この新聞記事も見ていましたら、やはり原則論で全部書いてますので、守られていないような学校もあるように書いてます。そう思いますと、和東小学校、中学校の方はきちっと対応されて、非常に満足のいく答弁をいただいてありがとうございました。以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

◎ 議長（西 昭夫）

これで、村山一彦議員の一般質問を終わります。続きまして、3 番、鈴木かほる議員の発言を許します。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

3 番議員の鈴木かほるです。議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をします。質問は、大きく 2 つあります。朗読の前に訂正をお願いします。1 番目の質問の前文の下から 3 行目から 2 行ほど削除いたします。では、通告書を読み上げたいと思います。1 番目、学校体育館の空調設備で、児童生徒の快適な教育環境を。度々熱中症アラートが発信された異常な夏でした。文科省も、学校体育館など教育環境を整えるための施策に乗り出し

ました。労働安全衛生法では、気温１８ないし２８度、湿度４０ないし７０％が適正な温度とし努力義務とされています。また、日本生気象学会の「日常生活における熱中症予防指針」では、暑さ指数（WBGT）２８ないし３１度になると厳重警戒、３１度以上は危険、３３度以上になると熱中症警戒アラートが出され、市町村ではクーリング・シェルターが指定・開設されました。学校も例外ではありません。昨年も質問をしましたが、今年はさらに厳しい環境になり、来年以降の気温上昇は誰の目にも明らかです。子どもの権利条約、こども基本法では、「子どもは最善の利益を与えられる」としています。学校の安全、子どもたちの命を守るために質問します。文科省と総務省で体育館の空調について補助金が出されていますが、工法や費用などについて検討されましたか。学校体育館は社会体育の場としての活用もあり、さらに災害時に住民を守る避難所としての役割は大きいです。既に、周りの自治体では、施設改善の方向が出され、計画が始まっています。東部の学校でも早急に始めるべきではないですか。２番目、大阪万博の参加は、教育的配慮の下、現場の決定を尊重して。大阪万博は、能登半島災害復興に大きな支障を作り出しています。また、万博強行の裏にはカジノ建設という問題を含んでいます。今すべきは大阪万博でなく、能登半島や国民生活支援です。共産党は早くから万博中止を求めてきました。しかし、現状では、国・大阪府・市により強引に強行されようとしています。報道では、３月のガス爆発事故以来、メタンガスの発生の新基準がつけられましたが、そのうち６７回は新基準以上、そのうち１回は退避基準になりました。地震による津波、台風などで取り残される人は２３万人、脱出には３日間かかると言われています。避難指定所がない、建物の収容人数が不明、食料、毛布などの物資は１５万人分しかない。学校行事としては、交通手段の地下鉄は通勤ラッシュ、観光バス代は高く、駐車場から入り口まで歩いて３０分、雨を避けることのできる昼食用休憩場は２、１００人分しかない、見学ルートや避難ルートなど開幕前には下見もできない、参加することに教育的効果があるとは思えません。以上のような問題山積の中、学校教育の在り方について質問します。１学校の校外学習は、教育的意義を踏まえ安全に行われるのが大前提です。府教委からは、どのような説明、情報が届いていますか。それらは、全て学校に伝えられていますか。２参加は教職員や保護者の意見が尊重され、各校の自主的判断によるとすべきですが、どうなっていますか。以上です。続きは、自席に戻って行います。

◎ 議長（西 昭夫）
連合長。

◎ 連合長（平沼 和彦）

鈴木議員からのご質問、学校体育館の空調設備で、児童生徒の快適な教育環境をについて、ご答弁させていただきます。災害時の避難場所の件につきましては町村の所管になりますので、各町村の防災計画の中で検討させていただきます。その他、詳細につきましては、教育長から答弁させていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。最初に、鈴木議員の一般質問、学校体育館の空調設備について、お答えします。最初に、文部科学省通知により、避難所となる学校体育館の空調設備の整備の加速化に係る補助金が閣議決定されたことは承知しております。よって、それに係る工法や費用につきましては、現在調査検討しているところです。各学校は、避難所指定されているため、大規模災害時には、住民の皆さんが避難される場所ですから、安心・安全に避難場所として利用されることが重要です。大規模災害時には、停電のおそれが高いこと、そのほかライフラインも遮断されるリスクを考慮しなければなりませんから、停電時にも稼働できる空調として、ガスヒートポンプ式（ＬＰガス）で空調設備を施工するところが多いようですので、それで調べております。これで整備する場合の費用につきましては、１体育館当たり概算工事費で約９，３００万円でございます。大変大きなお金がかかることとなりますので、補助金を活用するとはいえ、各町村との連携が大変重要であると考えております。次に、設備改善の方向や計画につきましては、今夏の日本の平均気温は１８９８年の統計開始以降で最も高く、勢力の強い太平洋高気圧が列島を広く覆ったことなどが要因となり、猛暑日の地点数も過去最多を更新するなど、記録づくめの猛暑となりました。そのような状況の中、全国的にも地域の避難所としての役割を担う体育館への空調設備の設置が課題となっていることは認識しております。しかしながら、空調設備の設置には、初期投資が高額になることに加え、大きなランニングコストを要することになります。学校の体育館は空調設備を設置することを前提に建築されていないことから、断熱性が低く、天井も高いなど、空調が効きにくい施設となっており、その改修費や大空間での空調の稼働は維持費が大変大きくなることも予想されます。体育館における体育活動に当たっては、空調設備があることは望ましいことだと思いますが、設備にかかる費用やその後のランニングコストなど費用対効果も考えると、今のところ現状で何とか工夫しながら、子どもの安全な教育活動を確保しながら必要な対応をしていきたいと考えています。ただ、昨今の気温の上昇から、近隣市町村や国の動向も注意し、今後も熟考していきたいと考えております。また、避難所としての使用やその他の設備環境についての考え方につきましては、防災部局である市町村での判断であると考えておりますので、市町村との連携もしていきたいと思っております。次に、学校行事としての万博の参加について、お答えします。最初に、万博の参加に当たっての京都府教育委員会からの説明と各校への伝達についてです。府教委から提供されている情報については、全ての学校に伝えております。また、府教委により定期的に学校向けの説明会も開催されており、万博を活用しようと考えている学校については、それらの説明会にも参加するように指示しております。説明会の内容としては、万博の教育的意義として、万博のテーマで

ある「いのち輝く未来社会のデザイン」を基に、世界が一つの「場」に集う機会であり、これからの命の在り方、生き方を見詰め直すことのきっかけとなることができるものであることも踏まえ、積極的に活用することを推奨するものです。また、京都府が万博の利活用のために用意している補助金の説明として、児童生徒1人当たりの入場料1,000円を補助することが説明されております。さらに、パビリオンやバスの駐車場等、様々な予約に関わる情報、そのスケジュールや流れ、各校、各委員会の質問についても説明会で丁寧に対応されており、それらは当日の質疑応答内容がQ&Aとして情報共有されているところであります。次に、各校の自主的な判断による参加についてです。連合教育委員会としましては、各校の自主判断での参加、利活用を支援する方針を打ち出しております。府教委、万博協会からの情報を適宜共有し、参加、利活用を考えている学校がある場合には、支援できる体制を整えております。必要経費につきましても、従来の校外学習費に合わせ、必要に応じて対応できるように当初予算での計上を進めていく予定です。万博は、国の事業である以上、安全面は十分に担保されて実施されるものと考えておりますが、常に最新情報の収集を行い、児童生徒が安全に参加できないと判断される状況が確認された場合は、参加予定の学校と協議を深め、適切な判断ができるよう支援してまいりたいと考えております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3番、鈴木議員。

◎ 3番（鈴木 かほる）

それでは、質問の順番に、まず体育館の空調の問題からお聞きしたいと思います。今、緊急防災・減災事業債というのがもう皆さん、ようご存じのことやと思うんですが、その総務省の自治財政局調整課、地方財課、財務調整課とかいうので出てるんです。全部で219ページあります。あまりにも分厚いので、私が直接学校体育館に関係あるようなところだけコピーしたんですけども。ここにも先ほどおっしゃったように、プロパンガスを熱源にしたような計画が見本として載っております。もう、当然行政の方、見られておると思いますが、これね。これをする事によって、避難者は何人泊まれるとか、そういうことも書いてあります。だから、学校教育として使うのと、それから避難場所として使うのと、そういうことを合わせた計画として出ておまして幾つか例があります。空調についてのやり方もいろいろあるみたいです。それから、自治体ワークスという私たち議員のところに届けられているこういう冊子があるんですけども、この中にもやっぱりプロパンガスを使ったのが入っています。現に、今やられている一番ここから近いところで八幡市は、毎年2校ずつやってきてもう終わりましたけども。あそこは、都市ガスの地域ではあるけれども、プロパンガスに。都市ガスというのは地震でガス管が切れたときには危ないということで、だからわざわざプロパンガスを使用するということでやっています。東部3町村はプロパンガスの地域ですから、もうそれでいいと思うんですけども。というふうに具体的な施策もありますし、

調べてみたら京都府というのは、まだまだ空調をやっているところがまだ少ない。全国的に見たときに本当に少ないです。府の中でやっているのは、向日市が100%、それからあと八幡市とか、丹後町とか大山崎とかやっていますけども、まだまだそれをやっているところは少ないです。でも、本当にお金がかかるとおっしゃいましたけども、八幡の人に聞きましたら、中学校で4,000万、小学校で3,000万ぐらいだったという話も聞いているんです。この緊急防災・減災の事業債は、令和7年までですね。見てたら、8年以降も続きそうなあれもあったんですけど、確認できなかったの为先ほど削除させてもらいました。令和7年で終わりとするとなおさら、文科省ですね、学校体育やから。6月頃に、ほかとかでもそうだと思うんですけど、6月頃に来年度予算として計画されていますか、検討していますかという問合せが各自治体に来てると思うんです。そのときに、それを手を挙げるということが大事だと思うんです。例えば、笠置中学に洋式のトイレをしてほしいというのを、文科省にレクチャーを受けに行ったときに、文科省の役人さんは知っておられました。笠置中学はこれを希望しておられますねって知っておられました。実際、その年にはできなかった。何でか言うたら、予算の町村の村の予算折衝の中で削られたんですね。私はてっきりもうできると思ってたんです。削られたんです。でもね、やっぱり6月の段階できちんと検討中ですよという意向を国に届けておくということがとても大事じゃないかなと思うんですが、いかがですか。

◎ 議長（西 昭夫）
教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

実際に検討はしていますし、子どもたちが体育的な活動をする時間と場所ですね。そういったところを各校と相談しながら、また教育委員会と相談しながら検討はしているわけですが、全体で体育館を使う場面というのはそれほど多くはないわけです。前回もお話をさせてもらいましたが、体育館を使ってする期間というのは、プール活動であったりとかそういうことで、体育館を使用しなくてもできる活動というのはありますので。大きなお金をかけて体育館に空調を入れるのが今なのかどうなのかというのが、判断しなかなかしづらいところです。今、大きなお金になりますので、各町村とも相談させてもらいながら判断していかないと、私どものほうでそれが費用対効果としてどうなのかというところでのまだ結論がしっかり出てないので、もう少し調査をさせていただきたいなというふうには考えております。

◎ 議長（西 昭夫）
3番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

この東部の3町村というのは、給食費のこととか、修学旅行費のこととか、本当に保護者の負担を軽減するために先頭に立って走ってきた自治体です。ところが、今、相楽で一番遅れた、このことに関してはですよ、遅れた自治体になろうとしています。現に、木津川市は令和6年に実施設計しました。令和7年には、中学校5校の工事に入ります。令和7年ですよ。工事にもう入るんです。精華町です。精華町はもうやると言っています。今現在、精華町はトイレの工事をやっているんで、それが終わり次第空調のほうもやると言ってます。ということは、相楽で何にも手をつけていないのがこの3町村だけになるわけです。一番遅れた自治体になってしまいますので、ぜひ考えてほしいなと思います。和東町の議員の岡本さん、皆さんご存じやと思いますが、実際に体育館に行って7月の5日でしたかね、調べてます。やっぱり危険の、あと0.1度で暑さ指数危険になるというところまで上がってるっていうことを調べていました。その後の暑さ指数の実態をずっと見ていましたら、やっぱり8月に入ったりとか、7月の終わり頃なんかでやっぱり危険の数値が出ているという情報データも出ています。本当に考えてほしいと思っていますが、もう検討されているというのは一歩前進しているのかなと今までは検討するという言葉も聞いたことがなかったので、それは一歩前進しているのかなとは思いますが、これ、聞いてたら、文科省それから総務省の今言ってるやつ、それから、防衛省もやってるとか言って、そんな話も聞いているんでね。どこでどんな財源を使って、どういう工事ができるのかという検討を、本当に積極的に進めてほしいなと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

子どもたちが快適な学習活動ができるようにすることは、私たちの責務ですので考えていきたいと思っています。今、各町村さんとお話をさせていただく中で、とても人数が児童生徒の人数が少ないですので、体育館でその活動をしなきゃいけないのかというあたりも考えると、今、活動ルームが結構広い活動ルームが、そこは空調が入ってます。ですので、南山城さんであるならランチルームですね。これがかなり広い空間がありますので、そこでの活動であるとか和東小学校さんは、入った玄関のロビーのところはかなり広い空間でもありますので、そういったところにスポットクーラー等を設置するなどして活動は工夫はしていけると言ってます。ただ、体育館の空調はあればそれにこしたことはないわけですが、それ以外のところで整備しなきゃいけない、日々使うような活動のところの雨漏りであるとかいろんなことの整備もございますので、そういったことも順次やっていかなければいけないということもありますのでお金のかかることですので、町村さんと相談させてもらいながら随時検討はしていきたいというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3 番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

本当に時間がなくなっているんですけども。2 番目のことにいきます。万博です。総合政策環境部万博地域交流課という課から出ている文書、もうご存じやと思いますが。その京都府内の全部の自治体の参加状況が出てます。それで、東部の 3 町村は皆検討中、まだ迷っておられるのかなと思うんですけども。3 町村の万博参加の態度ですね、全部検討中です。その中に、利用しないとか、任意回答の中の言葉に、先ほどもありましたように、バスの借り上げが高いとか、それから渋滞状況が心配とか、それから会場内の移動距離の問題、それから昼食会場のスペースの割当てが時間が少ないとか、それから入場料金は補助出るけどほかに必要な料金は発生しないのかとか、それから全体のマップが分からないとか、見ておられると思うんですけど、教育長さんも。時間、分かってます。見ておられると思うんですけども、こういう心配事、熱中症対策が徹底できるのか、メタンガスの爆発事故について心配とかね。それから、多くの人が行くと思うが児童の安全面は確保できるのか。こういう心配事をきちっと現場の学校が判断できるように情報はきちっと流してほしいなと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

おっしゃったとおり、情報は各学校に流し、各学校で判断したことに対して教育委員会は支援してまいりたいと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3 番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

本当に教育的に考えたときに、先ほど未来輝く何とかとおっしゃってましたけども、それが、その展示が私たちもまだ見たこともないしどんなものかも分からないんですが、最先端の技術がそこに投入されたような展示ですよ。それを果たして、例えば小学校の 1 年生や 2 年生の子に分かるのかなという疑問もあるんですけども。本当に学校全部が行くんじゃなくて、時には学年を選ぶとか、そういうこともあり得るかなとも思うんですけども。回答をお願いします。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

先ほども申し上げましたが、実施に当たっての判断は学校でしていただくと。それに対して支援をすると。全員連れていくのであれば、全員連れていくことで学校に伝えていますのは、安全安心、これをしっかり保障してくださいねということで、必要なことは支援しますのでこちらにおっしゃってくださいということを学校に伝えてますので、今のところはそういったことが上がってきてませんので、実施の方向に向けてこれを協力してほしいということで上がってくれば、できる範囲で協力したいというふうに考えています。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3番、鈴木議員。

◎ 3番（鈴木 かほる）

このアンケートでは検討中と全部の学校、なっていましたけども。今、このアンケートの後で態度が決まったような学校はありますか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

確定かどうか分かりませんが、私の耳に入っているのは、笠置中学校を除く4校については実施したいと。笠置中学校については、実施しないという方向で聞いています。これが実際、そうなのかどうなのかというのは、まだ確定ということではないので今検討中で上がっているんだと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

これで鈴木議員の一般質問を終わります。続きまして、8番、向出健議員の発言を許します。すみません。ここで、休憩を入れます。議場の時計で11時20分まで休憩します。

（休憩 11：10～11：20）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。8番、向出健議員の発言を許します。

◎ 8 番（向出 健）

通告書に基づきまして、一般質問させていただきます。大きく 2 つの問題について取り上げております。1 つ目に、擁壁安全対策工事についてです。擁壁安全対策工事のクラック等の発生について、以前はまだ原因が究明できてないということでしたけれども、原因は究明できましたでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。2 点目に、この件で設計業者に責任がない旨をこれまでの答弁では言われていますが、その理由を明確にお示しいただきたいと思います。3 つ目に、この工事に入る前、全協において設計の説明がありました。その段階では、この設計で大丈夫である、安全である、いけるという趣旨で説明を受けたと認識しておりますが、この点、間違いないでしょうか。4 点目に、この件について現在行っている対策について、その進捗状況等について説明を求めたいと思います。5 点目に、今後はこの擁壁の安全対策工事の後の対策については、どのような対応をされますでしょうか。今後も、再度本格的な工事をされていくのかどうか、その点も含めてお聞きをしたいと思います。2 つ目の問題について。ごみ処理についてです。東部クリーンセンターの焼却施設の撤去に関して、その費用の試算また負担等については、現在協議をしている段階なのでしょうか。どうお考えなのかお示しをいただきたいと思います。2 つ目に、本連合として、ごみ処理の在り方、減量化や脱炭素等について協議や調査はされていくのでしょうか。今、笠置町と南山城村は伊賀市、名張市等と一緒に広域のごみ処理をしていくということで協議を進めている中ですが、その中でもこうした課題については当連合として協議をされるのか。その点について、お聞きをしたいと思います。残りの質問については、自席にて行います。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

向出議員からのご質問、擁壁安全対策工事について、答弁させていただきます。まず、1 つ目の擁壁安全対策工事のクラック等の発生について原因は究明できたかのご質問ですが、最大の要因は地下水の変状・変異と考えているところであり、原因につきましては現在究明中です。2 つ目の、この件で設計業者に責任がない旨言われているが、その理由は何かのご質問ですが、設計業者、工事業者のいずれも契約どおりに確実に業務を履行しており、職員の立ち合いによる完了検査により問題なく工事が完了しているとの判断をしております。今回は想定外のことが起こったものであり、設計業者には責任がないものとしております。3 つ目の、全協における設計についての説明では、この設計で大丈夫という趣旨で説明を受けたが間違いはないかのご質問ですが、令和 3 年 5 月の全員協議会において、この設計で大丈夫という趣旨の説明を受けたことには間違いはございません。4 つ目を飛ばしま

して、5つ目の、今後はどのような対策をされるのか、再度工事をするのかとのご質問ですが、変状を見ながらやむを得ず工事が必要な事態が生じた場合には、その都度、適切に判断を行ってまいりたいと考えております。4つ目の、現在行っている対策についてのご質問につきましては、松浦事務局長から答弁させていただきます。以上でございます。次に、ごみ処理についてのご質問に答弁させていただきます。まず、東部クリーンセンター、焼却施設の撤去に関し、その費用の試算の負担等について、どうお考えかとのご質問ですが、現在は、緊急避難措置として、令和6年度から5年間期間を延長して民間事業者への委託により一般廃棄物の処理を実施しているところでございます。施設の撤去費用につきましては、施設の撤去方針や時期が具体化しておりませんので、算定しておりません。費用負担につきましては、これまで3町村の施設として使用してきたことから、3町村が一定の割合で負担していくことになるものと考えております。次に、本連合として、ごみ処理の在り方、減量化や脱炭素等について、協議・調査は今後されるかとのご質問ですが、ごみの減量化や脱炭素等に向けましては、先ほどの説明のとおり、一般廃棄物の処理を民間に委託して実施しているところであり、広報「れんけい」などを通じて環境に優しい商品の積極的な購入促進、プラスチック容器包装などごみの分別の徹底、生ごみ処理機の普及啓発などを行っているところでございます。また、町村では住民の皆様が古紙や古布・段ボール類など、地域において自主的に回収する古紙回収等に取り組んでいただいております。引き続き、住民の皆様には、ごみの分別や減量化についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、松浦事務局長から4番目について答弁させていただきます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）
事務局長。

◎ 事務局長（松浦 佳徳）

4つ目の、この件について、現在行っている対策の説明を求めるとのご質問ですが、これは、先の定例会で補正予算を認めていただきましたクリーンセンター応急対策工事及びモニタリング調査の実施でございます。クリーンセンター応急対策工事につきましては、敷地内の亀裂や段差が生じた法面及び平面を成型し、耐用年数が5年程度のシートで覆うことにより、変状が止まるものではありませんけれども雨水の浸透の抑制を図ろうというものでございます。10月2日に契約を締結、10月3日から来年2月19日までを工期としまして、現在工事を実施しているところでございます。モニタリング調査につきましては、応急対策工事の進捗状況とも調整をしながら、1月頃から10か月程度かけて実施をする予定としております。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）
8番、向出議員。

◎ 8番（向出 健）

擁壁安全対策工事について、設計業者、施工業者ともに点検しているので、責任はないということで答弁をいただいております。しかし、原因究明についてはまだ調査中というところで、大きな要因は地下水による変状だということで言われております。これまでも度々質問させていただいていますが、特別な大きな地震であったり、とても想定できないような大雨が降った等であれば不可抗力であるというふうにいえると思います。ところが、そういう状況もない中で適正だというふうに言われます。1億円ほどかけたこの工事について、この1億円がそのまま補填もされずに使いつ放しで、しかも上手くいかなかったということで終わるということで、本当にいいのかどうか。設計業者、特に先ほど全協での説明でも大丈夫だという説明を受けたということで間違いはないという答弁をされております。この設計業者ですね、モニタリング等を含めた調査の情報も含め、そしてここがもともと盛土で不安定であり、テールアルメ自体もずれてきて裁判にもなったと、こういう場所であることは重々分かった上で、設計業者自体が懸念があると。もしかしたらうまくいかない可能性もあるということを言われているのであれば、そういう経過があれば、そういう答弁についても理解はできるんですけれども。この説明の段階では、全ての情報、状況があった上で、もしデータが不十分であれば、データが不十分なので判断しかねるというところまでが本来設計業者の判断の責任なんじゃないかというふうに考えています。しかし、それについては責任はないということで断言をされてますけれども。このままいきますと、使ってしまった1億円が全く補填もされない、戻らないまま、しかも現状ではどんどん変状が進むということで効果がなかったと。この間の経過を含めると、本当にこういう対応でいいのかどうかを本当に問われると思うんです。それで、何らかの形で少なくともこの1億円についての補填なり、なんなりの対応・対策というのを何らかの形で少なくとも要るんじゃないかと思うんですが、全く不問に付す、全くこれについては仕方のなかったことだというふうにされるのか。その点については、再度答弁をいただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

もともとの地形は、最初建設中から変状しているということで、私もその当時、新聞なんかの報道で読んだことを覚えているんですけども、その当時はこれだけ変状している、基礎がこれだけ波打っているという写真も見たことあるんですけども、それから幾分か現状を修復しながら、そして稼働しているのかなというふうに思ってたんですが。実際に、私がこの職に就いているんなことが分かってくるに従いまして、それが全然一向に修復できてないということで。これをどうしようかと、この対策をどうしようかということで、まずは安

全を確保しようと。町道部分につきましては、う回路を設置して通行止めにして、ここどういう対策をしようということを何回も何回も協議してまいりました。まず、完全にあそこをしっかりと安全を確保しようとする場合の工事はですね、アンカーボルトを打ったり法面工法ですね。完全にかちがちに、数億円ほどかかるだろうと言われておりましたけど、その当時。そのような工事をすれば、完全にきっちり修復はできるということは想定はできてたんですが、その時点でクリーンセンターも休止状態になっておりましたし、20年で稼働を止めるというようなそういった前提条件もありましたし、そこに数億円もお金をかけて直す必要があるのかと。取りあえず、一番費用もかからず効果が出るということのそちらの設計を検討していただきました。それが、盛土等の権威であります神戸大学の教授の吉村先生の監修の下、工学研究所の設計でしていただきました。そのときの設計にかかる前の調査ということで、地下水のほうも見てみようか、地下はどうなっているかということ进行调查するということで、3断面でその内部構造を調査しようということであったんですが、その、モニタリング調査いうのも数千万を要するということで、そこまではする必要ないのかということで1本だけの断面を調査するということに落ち着きました。それで工事にかかったんで、その工事はテールアルメのこの重圧といいますか、土圧ですね。そこを取り除ければいいでしょうと。それで、また下の方で土留めの布団籠と、そこにカウンターウエートをつけるというような工法を提案されましたので、それで全員協議会で皆さんもいろんな意見を出されて、それではうまくいかないんじゃないかというご意見もいただいております布団籠につきましても、くい打ちをしたほうがいいんじゃないかとか、そういったいろんなご意見もいただいたんですが、最終的にその提案された工法でやってみようということで落ち着いてやったわけなんですけど、その工事が終わるぐらいのところで大雨も降りまして、それで地盤が掘り返したところにまた浸透水等がそういった悪影響になったのではないのかなというようなところを推察しております。今現在究明中というふうに言っておりますけれども、今後、先ほど答弁したとおりのモニタリングなどを行って、そこをもう一度究明したいと。それで究明したらどうなるかと。これは完全にまたお金をかけてするのかというところも残っているんですけれども、何しろ休止をしている、今後も再稼働はほぼ難しいというような状況で、一体どこまで費用をかけてするかというようなことは次のまた次元の話になろうかと思うんですけれども。取りあえずは、モニタリングして、今のところの水を表面水で逃がすというのが一番費用的にも安く効果が出るという方法で今回の工事に臨んでいきたいというふうに考えております。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、向出議員。

◎ 8番（向出 健）

向出です。もともとここはテールアルメという工法でやっていくと。盛土なので大変不安

定だということで、擁壁を作りそこに並行な工作物を作って、その盛土の自重で押さえると。これが盛土の場合かなり安定する工法だということでやってきたと思うわけです。それで、全協での説明では、しかし、それは一部取り外して上の土を、大きく言えば下の方に持ってきて安定させるという内容で説明がありました。その中で、やはりこの工法で本当にうまくいくんだろうかと、危ないんじゃないかという意見も出たと思います。それで、最終的にこういう問題、判断できるのはやっぱり専門家だと思うんですね。本当に大丈夫なのか、大丈夫でないのか、危なさがあるのか。それがまさに設計業者の方だったと思うんです。そのときには、大丈夫かという意見もあったけれども、大丈夫ですと、こちらがちゃんと調べてやっていますということで言われたわけですね。言われてやったけれども、やっぱり失敗しましたと。責任はありませんということになってしまうと、今後、こういう専門家に任せることの判断自体がもう信頼が失われまして、どんなに説明をされてもそれが本当に担保できるのかと、責任はもう取らなくていいんだと。失敗したとしてもという話になってしまったと思うんですね。本当に何度も言いますが、大地震とか、本当にすごい豪雨が続いたとか、そういうことがない限り、雨が降るというのも通常起こり得ることではあるので。そして、もともと不安定なものも分かっていたという中で、本当にこのままでいいのかっていうのは検討しないといけない。何らかの形で少なくとも1億円のお金をそのままもうどうしようもないんだということだけじゃない、何か別の角度でも当時のこういう事故的な扱いになるのか分かりませんが。一定、何か対応いただかないと、本当にただ税金を使って結局効果もない、無駄なことをやってしまったと。しかも、専門家は大丈夫だと信頼したという中で本当にいいんだろうかと。後の対応、起きてしまったことは起きてしまったことですが、後の対応としては、もう少し検討いただきたいと思うんです。その点について、もう一度考えをお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

このクリーンセンターを継続して稼働するというような判断が出た場合は、先ほど言いましたような土木工事をしっかりして基礎を固めてやるという方法はあるんですけども。その当時、概算で数億円はかかりますねというようなことだったので、そこまでする必要はあるのかと。それを再稼働するというのが前提になるのかどうかということもありましたので、その時点では取りあえず安全を確保しようということでその工事をさせていただきました。万が一、崩れた場合でも、そのずっと下の谷の方まで東部連合の用地ということで、他人さんにもあまり迷惑をかけることはないだろうというようなことで、そのときの判断はそういうことでさせていただきました。今後、そういったことでまたがっちり固めて、完全にあそこを擁壁でもしてやるということまでするのかどうかというのは、これはまた

別の次元で考えたいと思うんですが。それまでに、地元の下島区との契約もあったりしますので、この状況で再稼働は難しいと判断しておりますので、そこまで費用をかける必要があるのかという判断が一番大きな考えの基になっております。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、向出議員。

◎ 8番（向出 健）

8番、向出です。少なくとも、お金を使ってやって失敗したと。このお金について、別に直接業者に責任を負わすのが僕は筋だと思いますけれども、そのほかの方法でも今後の例えば撤去する段階での対応とかも含めて、何らかの補助金や等々で一定対応いただくようなことを検討するということも含めて仕方ないと。もう終わってしまったことだと。お金も返ってこないのはやむを得ないという判断だけじゃなくて、そのまま損失で終わりましたということじゃないだけのものが要るのではないかという点があります。それから、この過程で正確に本当に不安定なんだと、本当に大丈夫と言い切るんじゃないで、もしかしたら失敗する可能性もあるけれども、費用面でお金をかけたらできるかもしれないけど、それだけのお金がない中で、これがぎりぎりの選択で一番最小で効果があるものを選んだと。ただ、失敗するんだということの説明があれば、判断に影響を与えて変わってきたと思うんです。そういうところでも不正確な説明だったんじゃないかと、断言に近いものの説明がありましたので。そういう反省点がないと、もうこれは仕方なかったと、どうしようもなかっただけで内部の話は分かりませんが、少なくとも議会に対してはそういう対応だったわけで。やっぱりこれは本当に好ましくない対応だということは意識を持っていたかなければ、今後も同じ様なことが出てくるのではないかと懸念をします。その点については、再度答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

1億円を費やしましたが、それで言い方は悪いですけども、現状の調査がはっきりできたというふうなそういった成果もあったのかなというふうに感じております。ですから、いろんな工法はあったと思うんですが、その時点での最善手ということで先生の提案の工法に我々もそれでいいだろうと。また先生の方も大丈夫だというふうなことを聞いておりましたので、それでかかったわけなんです。反省する点はそれはいろいろあるとは思いますが、なかなか我々一般人ではそこまでそういった難しい工法とか分かりにくい。馬場町長も、ほかのところでセカンドオピニオンというようなことで、そういったところの方を実際に呼

んで現場を見て聞かれてるんです。ところが、その現場を見られたその技師さんからも、その工法については異存ないようなことも伺っておいりましたので、それならというようなこともありますので。我々がそこまでの技量技術、土木知識が達してないというようなところがありますので、そこは専門家に頼った。それも最初の調査費もちょっと削ったかなという、そこは反省点としてはございます。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、向出議員。

◎ 8番（向出 健）

8番、向出です。繰り返しになりますが、専門家に頼ること自体はあり得ると思うんですね。詳しくない、まさにそのための専門家だと思うんです。だからこそ、専門家が正しい正確な情報を説明いただかなければ困るということだと思うんです。それで大丈夫だと、ちゃんと調べてやってますということだったので、それはそれを基にして進めたわけで。その情報、説明の内容が不正確だと、結局現実に失敗したというか、現実にこういう状況になってしまったわけで。そのことをきちっとやっぱりちゃんとしなかったら、また同じことを繰り返しますので、それについては少なくとも正確な専門家といっても、そういう大丈夫だと言い切っておいてこんな状況で、いや、仕方がないみたいなことだけではなくて、もう一度、ちゃんと対応についてこういう問題があったということは認識されたいと思います。時間の関係もありますので、次の質問にいきます。東部クリーンセンターの焼却なんですけれども、焼却施設の撤去についてなんですけれども、多額の費用がかかってくると思うんです。それで、今のうちから費用対策というのをかなり具体的に踏み込んで考えておいたほうがいいのではないかと。大分話が進んだりしてきた中で、どうするんだという中でお金が用意できないということになってくると大変な状況もあると思うんですけれども。一定何か目途といいますか、方向性とかどういう段階なのか、もう一度答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

焼却施設の撤去について、その費用は非常に高額になろうかと思っております。近年の参考例として、精華町さんにあります打越の焼却センターですね。ごみ焼却施設ですけれども、そこでこれだけの費用がかかりましたということは聞いておりますし、また、建設された日立造船さんのほうにもざっくりどれぐらいかかりますかというような数字はつかんではいるんですけども、いずれにしてもかなりの金額になっております。ですから、一気にそ

れを壊すということはできませんので、ある程度の基金を、時間はかかりますけども基金を積んで解体のほうに備えようかというところまでは話はしておるんですけども。それはいつからどれだけというところまでにはいっておりません。

◎ 議長（西 昭夫）

8番、向出議員。

◎ 8番（向出 健）

8番、向出です。今の段階でも試算できるところとか、一定情報を得られるところについては、詰めておくのがいいのかなと思います。その点については、していただきたいと思います。それから、ごみ処理の在り方ということなんですけれども、今、村と笠置町については、伊賀市と名張市のほうで広域処理ということで協議を進めている段階です。その中には、分別の仕方・種類が違うということで、基本的には全て細かい方に合わせる方向が示されていますけれども。その中でも、なかなかプラスチックごみをいかに減らしていくかというような視点、環境負荷をいかに抑えていくかという視点はなかなか明確な形で打ち出されていないというふうに見えます。その中で、焼却施設を建てるにしてもごみ処理場の規模ですね。どれぐらいの規模、できる限り最小限でいざというときにも対応できる中での最小限の焼却施設であれば、費用負担も少なくなっていくと思うんですけども。そういう点についてのことも含めまして、今現在はまだ名張市、伊賀市のほうも令和16年度までは現在の焼却施設があって、それ以降で広域化、もし進むとしたらなっていくということなんで、まだまだ時間がある中で、広域連合というのはもともとごみ処理を一緒になるということで作られている連合、そういうのも一つの業務として入っているということで、負担金も出しているわけなので、一定ごみ処理の在り方については研究調査、情報共有をするということは一つの仕事といいますか、行政としてのやっていくことではないかと思うんですが。その点について、再度答弁いただきたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

新しい伊賀市に入るところのごみの処理計画のことで聞かれていますか。

◎ 8番（向出 健）

笠置についてそっちで話をされていて、もともとは町村がごみ処理の責任を持つということなんですけれども。今、そっち2つだけ入っていて、そっちでは協議できるかもしれませんが。東部連合としてもごみ処理の扱いがあって、和東町のほうはまだ明確な意向が示されて

ない中ですが、やっぱり連合として、ごみ処理のプラスチックをいかに出さないかとか、環境負荷をいかに減らすかということについての調査研究については、この東部連合できちっとやっていく必要があるんじゃないかと。その上で、それぞれ各町村の判断でそれぞれ最終ごみ処理はどうなるかは分かれていく可能性はありますけれどもという話なんですけれども。

◎ 議長（西 昭夫）

広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

連合でも、これまでどおり 3 Rに取り組んでおりますし、分別も細かくするというのをやっていまして、減量化はもちろんやっていますので、3 Rを実施していくということで取り組んでおります。

◎ 議長（西 昭夫）

8 番、向出議員。

◎ 8 番（向出 健）

3 Rの取組はいいんですけれども、もっとプラスチックごみの減量化とか、環境負荷という視点とか、そういう視点での調査研究を今後もやっていくと。やっていかれるとは思いますが、そこを意識的に取り組まれていくのが要るのかなということで質問させていただきます。

◎ 議長（西 昭夫）

これで、向出議員の一般質問を終わります。これで、一般質問を終わります。ここで、休憩をします。再開は、議場の時計で 1 時からとします。

（休憩 11：50～13：00）

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第 7、令和 5 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

認定第 1 号、令和 5 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、ご提案を申し上げます。令和 5 年度決算につきましては、歳入総額 7 億 5,492 万 9,765 円、歳出

総額7億3,629万9,699円で、歳入歳出差引額といたしまして、1,863万66円の余剰金がでております。歳出の主なものは、教育費で4億3,471万2,051円、59.04%、衛生費で2億1,016万9,798円、28.54%と、この2科目で歳出全体の87.58%を占めております。本決算書につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、去る10月28日、仲北悦男様、吉田哲也様、両監査委員様に決算監査をお願いし実施していただきました。よろしくご審議いただき、ご認定賜りますようお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡潔明瞭をお願いします。米澤会計管理者。

◎ 会計管理者（米澤 昌樹）

失礼をいたします。それでは、認定第1号、令和5年度相楽東部広域連合一般会計決算認定につきまして、連合長からの提案説明と重複する部分もございますが、全体を通しましてご説明申し上げます。決算の数値のうち、主要な項目につきましては、別冊の令和5年度決算の概要説明書に前年度比較表や実績データ等を記載しておりますので、こちらの資料もご覧いただきますようお願い申し上げます。それでは、決算書をご覧ください。令和5年度一般会計決算の内訳でございますが、決算書1・2ページに歳入合計7億5,537万6,000円、調定額7億5,527万2,365円、収入済額7億5,492万9,765円、収入未済額34万2,600円、予算現額と収入済額との比較につきましては、マイナス44万6,235円となっております。めくっていただきまして、3・4ページをお願いいたします。予算現額7億5,537万6,000円、支出済額7億3,629万9,699円、翌年度繰越額0円、不用額1,907万6,301円。予算現額と歳出済額との比較、1,907万6,301円でございます。以上が、一般会計決算総額の概要でございます。これらの事項別明細書を決算書の5ページ以降に記載しておりますが、後ほど主なものをご説明させていただきます。それでは、前年度との比較決算などの内容につきましては、別冊の決算の概要説明書に記載しておりますので、決算の概要説明書により説明させていただきます。決算の概要説明書の1ページをご覧ください。ページの下段、前年度との比較、増減状況を示した表をご覧ください。主に前年度との増減幅が大きいものについて、ご説明させていただきます。令和5年度歳入の決算額の構成につきましては、構成町村からの分担金及び負担金が全体の90.58%を占めております。次に、府支出金につきましては、きょうと地域連携交付金が増加したものでございます。繰入金につきましては、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金が、令和4年度に事業が完了したことで前年度を大きく下回り減少したものでございます。次に、繰越金でございますが、令和4年度の実質収支の増額に伴い増加したものでございます。これらの合計といたしまして、歳入合計7億5,

4 9 2 万 9, 7 6 5 円でございます。令和4年度との比較では1億714万177円減額で、増減率では12.43%減少となっております。次に、2ページ中ほど、歳出の前年度との比較と増減状況を示した表をご覧ください。総務費におきましては、令和5年度決算額6,919万654円で、対前年度897万2,113円の増額となっておりますが、一般管理費においてネットワーク機器の業務委託料の増加によるものでございます。次に、衛生費でございますが、令和5年度決算額2億1,016万9,798円で、対前年度7,568万6,401円の減額となっております。こちらは、テールアルメ擁壁安全対策事業が令和4年度に完了した関係で大幅な減額となったところです。次に、教育費でございますが、令和5年度決算4億3,471万2,051円で、対前年度2,538万2,270円の減額となっております。こちらは、小中学校の修繕に係る工事請負費や、スクールバス購入事業が減少したことが減額の要因となっております。以上のことから、歳出合計7億3,629万9,699円でございます。令和4年度の比較では9,456万6,297円減額で、増減率では11.38%の減少となっております。以上が、歳入歳出の主要科目におけます概要でございます。続きまして、2ページ下の表、年度別一般会計の決算状況でございます。こちらにつきましては、令和5年度までの決算状況を記載しております。続きまして、3ページをご覧ください。令和5年度一般会計決算状況でございます。まず、歳入でございますが、予算現額7億5,537万6,000円、収入済額7億5,492万9,765円。予算現額と収入済額との比較、マイナス44万6,235円となっております。続きまして、歳出です。予算現額7億5,537万6,000円、支出済額7億3,629万9,699円。予算現額と支出済額との比較、1,907万6,301円、差引き額につきましては1,863万66円でございます。次の4・5ページをお願いいたします。歳入歳出決算額の令和5年度、4年度の比較表でございます。次に、6ページをお願いいたします。6ページにつきましては、年度別歳入歳出状況につきまして、款別の推移を比較した表となっております。

めくっていただきまして、7ページでございます。負担金と分担金の町村ごとの年度推移を示した表となっております。続きまして、8・9ページは、一般廃棄物収集量の町村別、品目別の実績でございます。10ページには、ごみの持込み処理量と処理手数料について、令和5年度、令和4年度実績の比較表となっております。めくっていただきまして、11ページから13ページまでにつきましては、衛生費に関します主な令和5年度の実績を記載したものとなっております。続きまして、14ページにつきましては、令和元年度から令和5年度までの教育費にかかります歳出決算の状況を、款、項、目、別に記載しております。めくっていただきまして、15ページ以降、23ページまでは、令和5年度の教育委員会活動実績の概要を記載しております。以上が決算の概要説明資料となっております。それでは、決算書に戻っていただきまして、決算書の5ページ、6ページをご覧ください。令和5年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。款、項、目、収入済額、収入未済額の順に主なものをご説明させていただきます。1款、負担金及び負担金、1項、負担金、1目、負担金、4億9,162万5,000円、0円。こちらは、備考に記載

しておりますとおり、各町村からの負担金でございます。2項、分担金、1目、分担金、1億9,217万9,000円、0円。こちらにつきましては、一般廃棄物処理に係る分担金でございます。続きまして、2款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、手数料、790万2,720円、32万円。こちらは、家庭系及び事業系ごみに係ります手数料でございます。また、収入未済額に計上しておりますのは、東部じんかい処理組合から継承しております持込みごみに係る処理手数料の未収金です。次に、7・8ページをお願いいたします。4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金、449万4,000円、0円。こちらは、きょうと地域連携交付金として学校内に無線アクセスポイントを増設設置した工事や、公用車購入事業に対し交付を受けたものでございます。続きまして、2目、総務費府補助金、481万7,000円、0円。こちらにつきましては、ネットワーク機器の整備や広報「れんけい」作成に係る費用に対し交付を受けたものでございます。次に、9・10ページをお願いいたします。6款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金、330万円、0円。こちらにつきましては、令和5年度に実施しました相楽東部クリーンセンター応急対策検討業務に係る繰入金でございます。8款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、1,830万8,378円、2万2,600円。こちらにつきましては、和東町学校給食センターと南山城村給食センターに係る給食費、南山城保育園の給食委託負担金と賄い材料費が主なものでございます。また、収入未済額2万2,600円につきましては、南山城村給食センターの給食費の未収金でございます。続きまして、11・12ページをお願いいたします。歳入合計収入済額7億5,492万9,765円、不納欠損額0円、収入未済額34万2,600円となっております。続きまして、13・14ページをお願いいたします。歳出でございます。支出済額、不用額の順に主なものをご説明させていただきます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、6,579万7,406円、51万7,594円。12節の委託料では、1,880万2,802円を支出しております。主なものでは、事務機器の保守委託料として299万6,400円、連合パソコン等更新業務委託で259万676円、個人情報安全管理措置対応支援業務委託で275万円、その他ネットワーク機器の保守に係る業務委託費でございます。また、18節の負担金補助及び交付金では、2,692万9,307円を支出しております。主なものでは、3町村への派遣職員人件費分の返還となっております。15・16ページをお願いいたします。2目、文書広報費、331万9,677円、323円。10節の需用費では、広報「れんけい」作成に係る費用が主なものとなっております。続きまして、19・20ページをお願いいたします。3款、民生費、2項、児童福祉費、2目、児童館費、1,295万2,677円、4万3,323円。18節の負担金補助及び交付金では、1,105万8,035円を支出しております。こちらは、笠置町派遣職員人件費分の返還が主なものでございます。次に、23ページ・24ページをお願いいたします。4款、衛生費、2項、清掃費、2目、じんかい処理費、1億9,486万6,079円、102万7,921円。10節の需用費では、797万6,697円を支出しております。指定ごみ袋の費用や東部クリー

ンセンターの電気代となっております。また、12節の委託料では、1億8,506万8,082円を支出しております。こちらにつきましては、各種ごみ処理にかかります収集運搬、中間処理、最終処分委託費として12ページの備考欄に記載のとおり、支出しているところでございます。めくっていただきまして、25ページ、26ページをご覧ください。3目、施設整備費、456万520円、1万6,480円。12節の委託料では、436万6,560円を支出しております。こちらは、テールアルメ擁壁安全対策等調査業務の費用といたしまして330万円を支出しております。続きまして、5款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費、8,980万2,104円、127万5,896円。めくっていただきまして、27・28ページをお願いします。表中ほど、18節の負担金補助及び交付金では、6,491万7,057円を支出しております。こちらは、派遣職員人件費分の返還が主なものとなっております。続きまして、29・30ページをお願いいたします。3目、義務教育振興費、1,725万2,848円、23万9,152円。12節の委託料では、89万8,907円を支出しております。こちらは、事業改善アドバイザー委託が主なものでございます。次に、31・32ページをお願いいたします。2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費、3,409万7,921円、77万9,079円。1ページめくっていただきまして、33・34ページをお願いします。18節、負担金補助及び交付金では、327万763円を支出しております。こちらは、笠置町派遣職員人件費分の返還が主なものとなっております。続きまして、少し飛びますが37ページ、38ページをお願いいたします。2目、和束小学校管理費、2,972万5,722円、210万3,278円。主なものといたしまして、12節の委託料948万3,481円のうち、スクールバス給食車委託料といたしまして572万1,100円を支出しております。次に、14節の工事請負費では108万3,613円を支出しております。こちらは、和束小学校会議室のエアコン取替え工事が主なものです。続きまして、17節の備品購入費390万6,480円では、奈良交通バスの和束町原山から湯船小杉間の運行廃止に伴いましてスクールバスの購入が主なものでございます。めくっていただきまして、39・40ページをお願いします。3目、南山城小学校管理費、3,198万3,575円、360万2,425円。1ページめくっていただきまして、41・42ページをお願いします。12節の委託料では、1,027万943円を支出しております。主なものは、スクールバスの運転業務委託料を支出しております。17節の備品購入費では、308万110円を支出しております。こちらは、南山城小学校の公用車購入が主なものでございます。続きまして、49・50ページをお願いいたします。3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費、3,392万3,984円、28万3,016円。12節の委託料では、1,302万2,081円を支出しております。こちらは、スクールバスの運行委託料が主なものです。続きまして、55・56ページをご覧ください。2目、和束中学校管理費、2,130万9,734円、30万266円。14節の工事請負費では、68万5,960円を支出しております。こちらは、和束中学校体育館の換気オペレーター取替え工事にかかるものです。続きまして、57・58ページをお願いいたします。3目、

笠置中学校教育振興費、795万893円、19万7,107円。1ページめくっていただきまして、59・60ページをお願いします。12節の委託料では、185万4,945円を支出しております。主なものは、学校修学旅行事業で126万4,905円を支出しております。続きまして、4目、和東中学校教育振興費、1,182万381円、80万1,619円。11節の役務費では124万357円を支出しております。主なものでは、通学定期代90万8,680円、漢字・英語検定料16万6,040円を支出しております。めくっていただきまして、61・62ページをお願いいたします。12節の委託料では、220万5,979円を支出しております。主なものとしまして、学校修学旅行事業で155万6,412円を支出しております。続きまして、表の下段です。4項社会教育費、1目社会教育総務費、1,878万5,897円、136万8,103円。1ページめくっていただきまして、63・64ページをお願いいたします。7節、報償費では、308万1,120円を支出しております。こちらは、それぞれの町村で実施しております京の学び教室運営事業で、100万1,145円を支出のほか、各事業での講師謝金でございます。12節の委託料では、56万8,981円を支出しております。こちらは、女性学講座の管外研修事業が主なものです。18節の負担金補助及び交付金では、241万5,623円を支出しております。内容につきましては、各種団体への補助金と高校等通学費補助金が主なものでございます。続きまして、75・76ページをお願いいたします。2目、社会教育施設費、1,255万5,019円、74万6,981円。主なものとしましては、1節の報酬では677万8,594円を支出しております。こちらは、図書室運営のための会計年度任用職員報酬でございます。続きまして、79・80ページをお願いいたします。3目、文化財保護費、2,073万7,543円、63万457円。18節の負担金補助及び交付金では、608万136円を支出しております。こちらは、和東町史編さん室職員に係る派遣職員人件費分の返還が主なものとなっております。めくっていただきまして、81ページ、82ページをお願いいたします。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費、427万2,586円、56万5,414円。18節の負担金補助及び交付金では、183万9,600円を支出しております。主なものとしまして、町村それぞれの体育協会への補助金128万円を支出しております。次に、83・84ページをお願いいたします。2目、給食業務事業費、8,004万1,431円、157万9,569円。10節の需用費では、3,683万9,630円を支出しております。主なものとしまして、和東町給食センター、南山城村給食センターの光熱水費を合わせまして916万2,121円、賄い材料費として2,535万446円となっております。12節、委託料では、2,570万8,364円を支出しております。主なものは、南山城村給食センター学校給食調理業務で2,313万9,600円を支出しております。また、18節の負担金補助及び交付金では、1,118万8,625円を支出しております。こちらは、和東町給食センター職員の派遣職員人件費分返還が主なものでございます。次に、85・86ページをお願いします。表の下段、6款、公債費、1項、公債費、802万3,114円、8万7,886円。こちらは、東部クリーンセンターや教育債

の償還金でございます。償還表につきましては、別冊決算の概要説明書の最後のページに一覧表をつけさせていただいております。めくっていただきまして、８７・８８ページをお願いいたします。歳出合計支出済額７億３，６２９万９，６９９円、翌年度繰越額０円、不用額１，９０７万６，３０１円となっております。最後に、めくっていただきまして、８９ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。歳入総額７億５，４９２万９，７６５円、歳出総額７億３，６２９万９，６９９円。歳入歳出差引き額、１，８６３万６６円。支出収支額１，８６３万６６円でございます。以上、簡単ではございますが、令和５年度一般会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

ここで、決算監査報告を求めます。監査委員、吉田哲也議員。

◎ 監査委員（吉田 哲也）

監査委員の吉田哲也でございます。それでは、令和５年度決算審査意見書に基づきまして、監査報告をさせていただきます。意見書の１ページをご覧ください。審査は、これらに記載しておりますとおり、令和６年１０月２８日に仲北代表監査委員と私の２名で実施いたしました。審査に当たっては、第一審査の対象に記載のとおり、広域連合長から提出されました、令和５年度相楽東部広域連合一般会計歳入歳出決算書、並びに関係書類に決算上の過誤はないか、実際の収支が支出伝票と符合しているかなど、関係帳簿との照合並びに関係職員の説明を聴取して実施いたしました。その結果、今回審査に付された関係書類は、いずれも関連法令に準拠して作成されたものであり、計数は正確で、内容も適正であると認められました。ページ中ほどの第５、決算の概要につきましては、会計管理者から詳細な説明がありましたので、省略させていただきます。また、本審査意見書の２ページ以降にも、項目別の決算概要を記載しております。審査意見を１５ページに取りまとめておりますので、要点部分を抜粋して報告させていただきます。令和５年度の決算額は、大規模な繰越事業が令和４年度で終了したことにより、歳入歳出ともに前年度を下回る結果となっております。また、予算額に対する執行率の比較では、歳入歳出ともに前年度より上昇しているものの、引き続き多額の不用額が発生していることから、精度の高い所要経費の見積りや、適時的確な予算の見直しを行い、各課での執行管理だけに限らず、財政担当課においても執行状況の把握や適正な予算査定の実施をお願いするものです。歳入につきましては、構成町村からの分担金、負担金が財源の大部分を占めているところであり、引き続き、厳しい財政状況を踏まえ、補助制度の活用やより厳密な事業の選択を行うなど効率的な予算執行を心がけ、構成町村の負担減額に努めていただきたい。続きまして、歳出のご報告でございます。総務費におきましては、ネットワーク機器の更新に伴う業務委託料などの支出により、前年度を上回る決算額となっております。連合では、これまで中間サーバーやデジタル疎水ネットワークなどの

環境整備を進めてこられましたが、今後も定期的な機器の更新など多額の費用を要するものでございますので、今まで以上にこれらを有効活用し、事務の迅速化、効率化を図ることで経費削減に努めていただきたい。衛生費では、テールアルメ擁壁安全対策事業費の減少により、決算額が前年度を大きく下回っておりますが、今後も応急対策事業が予定されているところでございます。安全対策事業につきましては、これまでからも基金からの繰入金を財源とされてきたところでございますが、基金残高が当初の半分程度まで減少しており、施設の存続、廃止など今後の方向性を明確にした上で、効果的な事業の実施が必要と思われます。また、内訳のじんかい処理費では、人口減少に伴い業務委託料の支出も減少しております。しかしながら、令和5年度に実施されましたプロポーザルによる新たな規約契約では、近年の物価高騰や人件費の引上げなどにより、令和6年度以降のごみ処理経費の大幅な増加が見込まれることから、構成町村とも協力し減量化の徹底や再生利用の促進による経費削減に努めていただきたい。次に、教育費では、管内の児童生徒が減少傾向にありますが、学校施設が町村の避難施設に指定されるなど、複合的な機能を持つ施設として重要な役割を果たしています。少子化の傾向が続く状況においても、学習環境の向上と施設整備のバランスを考慮し、総合的な教育施策を推進していただきたい。最後に、当広域連合では、令和6年度から相楽東部広域連合第3次広域計画に基づき、地域振興や住民福祉の向上を目指し、構成町村の広域事務を総合的かつ計画的に実施されることとなりますが、新たな広域的行政課題についての調査研究のほか、連合が行う事務の拡大についても検討を行うこととなっております。今後も多様化する行政事務に対応し、当計画に示された施策を限られた財源で持続的に実施するため、構成町村と連携の下、職員一人一人が創意工夫し健全な行財政運営を堅持するとともに、前期計画での成果と課題を生かし、より効果的に計画が推進されることを期待して監査報告といたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから質疑を行います。なお、同一議員による質疑は、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑はありませんか。3番、鈴木議員。

◎ 3番（鈴木 かほる）

30ページです。30ページの義務教育振興費のところですが、その12番のところの委託料の説明で、授業改善アドバイザーの話がありました。実際の学校教育の場面で、授業改善アドバイザーというのは週にどれぐらい来ていただいて、どういう役割を果たしているのか聞きたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

失礼します。お答えします。授業改善アドバイザーは、東京のほうから元大学教授の先生に来ていただいて授業の改善というんですかね、アクティブ・ラーニング型の授業をするのにご指導いただいております。これは、学期に1回来ていただいて、いつも2泊3日で3日間来ていただいております。各学校の授業をそれぞれ見ていただいてアドバイスをいただくという授業を学期ごとにやっています。それと、そのほかに、今こういう時代ですのでネットワークですね、オンラインで結ばれていまして、先生に随時質問したいことや教えていただきたいことがあれば、随時質問できるようにしております。また、各学校で必要に応じて先生をネットになりますけども、ネットで研修会を持つことは随時可能になっています。ですので、若手教員を中心にどんどん授業のやり方等を先生にメールで、チャットといいますかね、アドバイスをしてもらって。先生は本も出されていますので、そういった本も勉強しながら授業改善につなげているところでございます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3番、鈴木議員。

◎ 3番（鈴木 かほる）

その先生というのは、言うたら現場にいる先生たちの授業を見たり、そこでアドバイスをしたりということをしてくださっているわけですね。どこの大学ですか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

元は高校の先生で、埼玉県の高校の先生をやっておられて。その後、産業能率大学で教鞭を執られて、定年されて現在は自分でA&Lという会社を立ち上げて教材開発や後進の指導に当たっておられます。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

3番、鈴木議員。

◎ 3番（鈴木 かほる）

今お聞きした人とはまた別に、たまたま南山城小学校でお会いした人、元校長さんで、学校アドバイザーやとかいうて朝来ておられたんですけど、それは関係ないですか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

その方は、山城教育局の元学校の先生、元校長先生で、アドバイザーというのはいわゆる経験年数の少ない方にマンツーマンでついていただいて授業を見ていただいて、校長先生にアドバイスをするというような格好で。この方については、週に何回かということで常時ではないです。この方も。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに、質疑はありませんか。9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

スクールバス関係の購入ということですかね。和東湯船のほうでバス廃止ということで、このバスの対象者というのはどんな感じになっていますか。

◎ 議長（西 昭夫）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（岸田 啓介）

質問にお答えします。和東町のスクールバスでございますが、対象者につきましては、バスが廃止された湯船方面の生徒児童が対象となっております。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9番、梅本議員。

◎ 9番（梅本 章一）

だから、小学生対象なのか、中学生なのか、その辺の。何人とかいうのは結構ですので。あるいは、以前高校生の通学補助的なこともされてたと思うんですけど。その辺りのことを少しお聞きしたいと思います。

◎ 議長（西 昭夫）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（岸田 啓介）

対象者は、小学校、中学校、湯船方面ですね。そのバスを買うまでは、ワズカーを利用しておりましたので、その分の補助。奈良交通バスで通学している方についても補助を出して

おります。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

9 番、梅本議員。

◎ 9 番（梅本 章一）

ということは、小中同じバスに乗ってという形での運用ということによろしいですか。

◎ 議長（西 昭夫）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（岸田 啓介）

はい。同じバスで通学するということでございます。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、採決します。この採決は挙手によって行います。認定第 1 号、令和 5 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件について、原案のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、認定第 1 号、令和 5 年度相楽東部広域連合一般会計決算認定の件については、原案のとおり認定されました。日程第 8、承認第 2 号、決算処分の承認を求めることについて、令和 6 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号専決）の件を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

承認第 2 号、令和 6 年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第 2 号専決）のご承認を求めることについて、ご提案を申し上げます。本件、専決予算につきましては、笠置小学校の給食室におきまして、急遽修繕が必要となったことに伴い予算補正をする必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたものでございます。よろしくご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。承認第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明させていただきます。議案書を1枚おめくりください。令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号専決）につきましましては、笠置小学校におきまして、急遽修繕が必要となりましたので、令和6年8月15日付で専決処分をさせていただいております。予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出それぞれ333万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億4,494万3,000円とするものでございます。それでは、歳入予算でございますが、予算書の11・12ページをお願いいたします。A3版の資料につきましましては2ページになります。負担金でございますが、今回は笠置小学校の事業でございますので、笠置町からの負担金といたしまして333万3,000円を計上しております。次のページをお願いいたします。歳出予算でございます。5款、教育費、2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費におきまして、給食室の室内配管の漏水修繕の費用といたしまして、工事請負費で333万3,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終了します。これから、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、採決いたします。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号専決）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号専決）の件については、原案のとおり承認されました。日程第9、議案第7号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第 7 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご提案させていただきます。人事院勧告に基づきまして、国の行政職俸給表の改定が見込まれておりますことから、当連合の条例につきましても所要の改正を行うものでございます。施行期日は、令和 7 年 1 月 1 日でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。議案第 7 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。議案書を 1 枚めくっていただきまして、改正の内容でございますが、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、別表第 1 の給料表をここに記載のとおり改正するものでございます。新旧対照表につきましては、改め文の後ろにつけております。今回の改正につきましては、先ほど提案理由にもございましたとおり、人事院勧告に基づきまして、一般職の職員の給与に関する法律が改正される見込みとなっております。それに伴いまして、行政職俸給表につきましても改正される見込みとなっておりますことから、当連合の給料表につきましても国に準拠いたしまして給料表を改正するものでございます。また、附則といたしまして、給料表の下に記載しておりますとおり、この条例は令和 7 年 1 月 1 日から施行するとしております。以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、採決します。議案第 7 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第 7 号、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。ここで、休憩をします。再開は、議場の時計で 2 時 10 分からとします。

(休憩 13:55～14:10)

◎ 議長（西 昭夫）

休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第10、議案第8号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）の件について、を議題とします。提案理由の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

議案第8号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご提案を申し上げます。歳入歳出予算の総額9億4,494万3,000円に、歳入歳出それぞれ668万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,162万4,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、歳入では、令和5年度の余剰金を、負担金・分担金と相殺するもの。歳出では、人事院勧告に基づきます人件費の増額や、管内小中学校におけますインターネット回線の新設などでございます。よろしくご審議いただきご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。議案第8号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）について、ご説明させていただきます。今回の補正につきましては、先ほどの提案理由でもございましたが、人事院勧告に基づきます人件費の増額や、管内小中学校におけますインターネット回線の新設事業などでございます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に668万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億5,162万4,000円とするものでございます。また、第2条では、年度をまたいでの事業につきまして、債務負担行為の設定をさせていただいております。内容につきましては、予算書6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為といたしまして、事項、新和東町史第1巻、第2巻発刊事業。期間は、令和6年度から令和8年度まで。限度額につきましては、1,560万円でございます。3か年にわたる事業でございますので、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。続きまして、歳入予算でございます。予算書の12・13ページをお願いいたします。1款、負担金及び負担金でございますが、負担金及び負担金につきましては、令和5年度決算によります剰余金と、令和6年度分の負担金・負担金を今回の第3号補正予算におきまして清算するものでございます。まず、1項、負担金でございますが、970万1,000円を減額しております。

町村ごとの内訳につきましては、13ページの説明欄のとおりでございます。次に、衛生費の財源となります、2項、分担金でございますが、こちらにつきましても、令和5年度分の精算といたしまして、94万8,000円を減額しております。その下でございます。7款、繰越金でございますが、令和5年度の剰余金1,863万66円から、当初予算で計上しておりました130万円を差し引いた差額の1,733万円を前年度繰越金として計上しております。続きまして、歳出予算でございます。予算書14・15ページをお願いします。A3判の資料では、3ページ以降が歳出予算となっております。主なもののご説明をさせていただきます。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、人事院勧告に伴います人件費の増加分といたしまして、給料と職員手当等で8万6,000円を計上しております。以降、教育費につきましても、各費目におきまして人事院勧告に伴います人件費の増額分を計上しております。同じページの下段でございます。5款、教育費、2項、小学校費、1目、笠置小学校管理費では、インターネット回線の新設にかかります経費としまして、役務費と備品購入費を合わせまして72万7,000円を計上しております。また、電話機の更新費用としまして、使用料及び手数料で9万8,000円を計上しております。16ページをお願いいたします。2目、和東小学校管理費で130万9,000円を計上しております。笠置小学校管理費と同様に、インターネット回線の新設にかかる経費のほか、修繕費では、プール循環浄化装置の修繕と、家庭科室のガス管修繕の費用としまして52万2,000円を計上しております。同じページの中ほどでございます。3款、中学校費の1目、笠置中学校管理費と、その下の2目、和東中学校管理費につきましても、インターネット回線の新設にかかる費用と、人事院勧告に基づきます人件費の増加分などで、笠置中学校管理費では75万1,000円、和東中学校管理費では98万2,000円をそれぞれ計上しております。18ページをお願いいたします。4項、社会教育費、1目、社会教育総務費で22万3,000円を計上しております。右側説明欄にございます「20歳のつどい」連合事業では、舞台の音響・照明にかかる費用といたしまして7万1,000円を計上しております。3目、文化財保護事業では、111万3,000円を計上しております。負担金補助及び交付金では、説明欄にございますとおり、文化財保護事業和東町と文化財保護事業南山城村で文化財の修理や保存に対する補助金として、合わせて73万5,000円を計上しております。また、町史編さん事業では、湯谷の原古墳の除草作業委託料として11万8,000円を計上しております。20ページをお願いいたします。5項、保健体育費、1目、保健体育総務費では、社会教育事業でのバス運転業務の費用といたしまして11万5,000円を計上しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

今、説明いただきまして、19 ページですけれどね。前にも委員会の方で質問させてもらったんですが、委託料、一番最後 11 万 8,000 円、これが古墳の清掃いいですかね。そういう形で今説明いただいたと思うんですが。これ、竹谷課長、前も言っていたように、これは古墳は管理はどこになってるか、その辺の確認はいただいたでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（竹谷 徹也）

村山議員のご質問にお答えをさせていただきます。12 節の委託料で補正額 11 万 8,000 円増額の部分でございますが、こちらは、和束町の撰原でございます湯谷の原古墳でございます。現在、古墳として分からないほどに大変荒廃している状況でございます。今後、町史編さんの事業もございますので、除草させていただくに当たりまして委託料として計上させていただいているところでございますが、管理につきましては、個人の所有でございました。また、こちら除草作業に入らせていただく理由といたしまして、やはりかなり急傾斜なところであるというところもございました。そういったところで、業者さんに委託料といたしまして計上をさせていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

ありがとうございます。それで、私どもの区にも古墳があるんですわ。大塚古墳といいましてね。昨日、森林組合で草刈り等の作業をやったんですけど、勾配がきつくて私らも 70 を超えてる人間にとっては非常に危ないと。だから、これ、本来なら何とか業者にやっていただきたいと思うんです。みんながそう思ってるんです。それが無理だとしたら、やはりちょっと予算化、それもお願いできないかなと思うので、その辺はいかがでしょうかね。

◎ 議長（西 昭夫）

生涯学習課長。

◎ 生涯学習課長（竹谷 徹也）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。和束町には、現在 11 の古墳がございまして、その辺りの管理につきましていろいろ住民の皆様にもご協力をいただいているとこ

ろでございますが、やはり今ご質問の方にもございましたとおり、なかなか危険なところもあるということでございますので、どういう形でご支援させていただけるかというところは、また今後検討ということになるところではございますが、また、町史編さん室の方といろいろ協議とかもさせていただきまして、何かしら手だてがないか検討していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

1 番、村山議員。

◎ 1 番（村山 一彦）

それでは、課長、ぜひとも検討の方をお願いしたいと思います。以上です。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに、質疑はありませんか。3 番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

職員の人件費、それから会計年度任用職員の人件費も上がっているんですけど。例えば村の場合やったら、人勤が出まして期末手当が0.1 月分上乗せになりますね。それは、国からの人勤によってしているんだから、笠置も和束も同じかなとは思うんですけど、パートの人たち、会計年度の人たちも同じ様に0.1 月上がった形での期末手当になっているんでしょうか。

◎ 議長（西 昭夫）

総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。ただいまの鈴木議員のご質問でございますが、今回の3 号補正予算で計上させていただいてもらっている分につきましては、年が明けまして1 月から3 月分の報酬でございます。先ほどの条例改正の施行期日でもございましたとおり、改定後の給料表につきましては令和7 年1 月1 日から適用させていただくということになってございますので、今回の補正につきましては1 月から3 月分ということで、この1 2 月に支払われます期末手当につきましては人勤が反映してない、人勤前の率という形で支払うという形になります。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

3 番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

本当にこの物価がどんどん上がっている中で、一般の職員は僅かではあるけども 0.1 月分はプラスされるという中で、会計年度の人には全くそれが恩恵がないという。本当に残念やなと思うんですけど。ここで言うてもどうしようもないことですか。

◎ 議長（西 昭夫）

総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。今の鈴木議員のご質問でございますが、連合といたしましても構成町村さんの会計年度任用職員の取扱いを見させていただいて、一定均衡を図った中でこういった形で今回させていただいたところでございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

3 番、鈴木議員。

◎ 3 番（鈴木 かほる）

ということは、まだ、私の村の議会での予算決算委員会の話、明日なんですけどね。笠置町も和束町も村も同じ様に会計年度任用職員については、今回 0.1 月というのが何も反映されていないということで理解していいですか。

◎ 議長（西 昭夫）

総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。ただいまの鈴木議員のご質問でございますが、私が事前に調整を含めた中で聞かせていただいた中では、各町村それぞれ全く同じという取扱いではございませんでしたので、細かいところまでは私、今言えませんが、やはり一定均衡を図るという意味合いで連合につきましては遡及なしで、1 月 1 日からの適用という形にさせていただいているところでございます。以上でございます。

◎ 議長（西 昭夫）

4 番、畑議員。

◎ 4 番（畑 武志）

今回の補正、95万1,000円のうち教育委員会費が65万ほどですか。これについて、この事業について何も言うことはないんですけど。ちょっと今、この予算書を見とったら気になるのは、審査意見書の中に、教育費が全体の8割を超える不用額を出していると。このように監査委員の報告があるんです。それは、補正でその都度その都度出していただいて、この中見たら何も問題ないんですけど、ちょっと不信感というのがあるんです。こんだけの不用額出しといて、まだここに出していると。これ、ほんまに要るのかと。これだけです。別にこの議案に対してどうのこうのと言うことはございません。だけど、大きな教育費の不用額が出ているということだけが気になったんです。教育長、お答えいただけますか。

◎ 議長（西 昭夫）

教育長。

◎ 教育長（岡田 善行）

大変申し訳ありません。前回にちょっとご説明させていただいたんですけども、工事やり切れなかった分を一旦お返しして、またもっていただきたいという勝手な判断でさせていただいた分が、今言われたような額になっていると思いますので、そのこのところ、前回にご説明させていただいたんですが、工事ができなかった分がそれに反映されたということでございます。申し訳ありません。

◎ 議長（西 昭夫）

4番、畑議員。

◎ 4番（畑 武志）

前回、そういう答弁をいただいております。だから、あえて別に言う必要はなかったんですけどね。なかったんですけど、ちょっとこれは苦言だけ呈しておきます。

◎ 議長（西 昭夫）

ほかに、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、採決します。議案第8号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。したがって、議案第8号、令和6年度相楽東部広域連合一般会計補正予算

(第3号)の件については、原案のとおり可決されました。日程第11、相楽東部広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長(西 昭夫)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。相楽東部広域連合選挙管理委員の指名を行います。この採決は、挙手によって1人ずつ行います。お手元に配付の資料のとおり、相楽東部広域連合選挙管理委員に増地和夫君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長(西 昭夫)

挙手全員です。次に、小西弘芳君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長(西 昭夫)

挙手全員です。次に、高本昌平君を指名します。お諮りします。相楽東部広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長(西 昭夫)

挙手全員です。次に、森山正樹君を指名します。お諮りします。相楽東部広域連合選挙管理委員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、ただいま指名しました増地和夫君、小西弘芳君、高本昌平君、森山正樹君が相楽東部広域連合選挙管理委員に当選されました。引き続き、相楽東部広域連合選挙管理委員補充員の指名を行います。この採決も、挙手によって1人ずつ行います。お手元に配付の資料のとおり、相楽東部広域連合選挙管理委員補充員に脇田芳文君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。次に、西辻信夫君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。次に、奥克己君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。次に、川口洋一君を指名します。相楽東部広域連合選挙管理委員補充員の当選人と定めることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、ただいま指名しました、脇田芳文君、西辻信夫君、奥克己君、川口洋一君が相楽東部広域連合選挙管理委員補充員に当選されました。次に、補充の順序について、お諮りします。補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。日程第１２、同意第２号、相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

同意第２号、相楽東部広域連合監査委員の選任について、ご提案を申し上げます。今回の監査委員の選任につきましては、令和７年１月２５日の任期満了に伴うものでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。同意第２号につきましては、朗読をもって説明とさせていただきます。同意第２号、相楽東部広域連合監査委員の選任について。相楽東部広域連合監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法昭和２２年法律第６７号第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。令和６年１２月９日提出、相楽東部広域連合広域連合長、平沼和彦、記、氏名、渡邊正徳、生年月日、昭和３２年１月２日、住所、京都府相楽郡和束町大字白栖小字西谷３９番地。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

お諮りします。この案件は人事案件ですので、質疑・討論を省略し採決することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。質疑・討論を省略して、これから渡邊正徳君の相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意を求める件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。渡邊正徳君を相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、渡邊正徳君を相楽東部広域連合監査委員の選任につき、同意をすることに決定しました。日程第１３、同意３号、相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。平沼広域連合長。

◎ 広域連合長（平沼 和彦）

同意第３号、相楽東部地域公平委員会委員の選任について、ご提案を申し上げます。今回の公平委員会委員の選任につきましては、令和７年１月２５日の任期満了に伴うものでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（西 昭夫）

議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（大西 清隆）

失礼いたします。同意第３号につきましても、朗読をもって説明とさせていただきます。同意第３号、相楽東部地域公平委員会委員の選任について。相楽東部地域公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法昭和２５年法律第２６１号第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。令和６年１２月９日提出 相楽東部広域連合広域連合長平沼和彦、記、氏名、生年月日、住所の順に読み上げさせていただきます。田中正嗣、昭和２８年２月２０日、京都府相楽郡笠置町大字有市小字向坂８番地。中嶋浩喜 昭和３２年１月２８日 京都府相楽郡和束町大字杣田小字上杣田７９番地。山本隆弘、昭和３２年１月１７日 京都府相楽郡南山城村大字野殿小字日川谷３１番地。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（西 昭夫）

お諮りします。この案件は人事案件なので、質疑・討論を省略し、採決することになしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。質疑・討論を省略します。この採決は、挙手によって行います。採決は１件ずつ行います。まず、田中正嗣君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、田中正嗣君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定しました。続きまして、中嶋浩喜君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、中嶋浩喜君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定しました。続きまして、山本隆弘君を相楽東部地域公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

◎ 議長（西 昭夫）

挙手全員です。よって、山本隆弘君を相楽東部地域公平委員会委員の選任につき、同意することに決定しました。日程第14、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。各委員長から会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎ 議長（西 昭夫）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和6年相楽東部広域連合議会第3回定例会を閉会します。本日はご苦労さまでした。